

## 報告事項

## 要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画について

## 1 趣 旨

平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、河川の氾濫により浸水が想定される区域に所在する要配慮者利用施設の名称及び所在地を地域防災計画に登載し、同計画に登載された施設については、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保を行うための避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられました。

## 2 避難確保計画の概要（資料3-2）

避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項（施設の防災体制、避難誘導體制、施設の整備、防災教育及び訓練の実施など）を定めた計画です。

## 3 要配慮者利用施設の概要

社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

## (1) 社会福祉施設

老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、児童福祉施設など

## (2) 学校

幼稚園、小学校、中学校、高等学校

## (3) 医療施設

病院、診療所、助産所など

## 4 避難確保計画作成までのスケジュール

時 期	内 容
平成31年 1月下旬	要配慮者利用施設を対象とした説明会の実施
令和 元年 8月上旬	各要配慮者利用施設に計画作成依頼の通知
令和 2年 3月	避難確保計画の作成完了